

入湯税に係る帳簿

年 月分

鉱泉浴場施設の名称		宿泊利用						日帰り利用						課税対象となる入湯客数合計(人) ⑤	納入すべき納入金の額(円) ⑥ (⑤×150)
日	当該施設の利用者総数(人) ①	入湯客総数(課税標準)(人) ②	課税免除となる入湯客数(人)				課税対象となる入湯客数(人) ④ (②-③)	当該施設の利用者総数(人) ①'	入湯客総数(課税標準)(人) ②'	課税免除となる入湯客数(人)					
			小学生以下 ⑦(※1)	1,000円以下 ⑧(※2)	修学旅行 その他学校行事 ⑨(※3)	その他 ⑩				合計③ (⑦+⑧+⑨+⑩)	小学生以下 ⑦' (※1)	1,000円以下 ⑧' (※2)	修学旅行 その他学校行事 ⑨' (※3)	その他 ⑩'	合計③' (⑦'+⑧'+⑨'+⑩')
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
合計															

※1 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 ※2 入湯に要する費用として1,000円以下の料金(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)を負担して入湯する者
 ※3 学校(学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼稚園型認定こども園をいう。)が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者
 注1 この帳簿は3年間保存してください。